

一宮市赤ちゃんの駅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児及び保護者が外出しやすい環境のもと、安心して子育てができるまちづくりを推進するため、おむつ替え、授乳又は搾乳をするため気軽に立ち寄れる施設を一宮市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）として登録したうえ、これを市民に周知する一宮市赤ちゃんの駅事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用できる者は、乳児及び幼児を同伴し、外出中におむつ替え若しくは授乳が必要になった保護者、又は搾乳を必要とする保護者とする。

(登録基準)

第3条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、次の各号のすべてに該当する市内の店舗又は公共施設とする。

(1) アからウの1つ以上に該当する区画や設備を備えた施設であること。ただし、イ又はウのうち椅子等の設備を備えた区画については、搾乳スペースとしても登録できるものとする。

ア おむつ替えスペース 施設内に多目的トイレなどおむつ替えができる設備があること。または、ベビーベッド、ベビーシートその他おむつ替えに適した設備を備えた区画があり、申し出があればいつでも提供できること。

イ 授乳スペース 施設内に個室やパーティションなどで仕切られた区画があり、申し出があればいつでも提供できること。ただし、授乳している姿が他の人から見えない設備であること。

ウ ミルク・授乳スペース イの設備に加え、調乳用お湯の提供ができること。

(2) 利用者に対して前号の区画や設備を無料で提供できること。

(3) 区画や設備は衛生的で、第1号のイ及びウにあっては、適切な室温管理がなされていること。

(4) 不特定多数の来訪者がある施設であり、利用者が安心して利用できる環境であること。

(登録手続)

第4条 赤ちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者は、子ども家庭部長に一宮市赤ちゃんの駅登録申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申込みは、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申込みを行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

3 前項の規定により行われた申込みについては、様式第1号により行われたものとみなして、この要綱の規定を適用する。

4 第2項の規定により行われた申込みは、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに子ども家庭部長に到達したものとみなす。

5 子ども家庭部長は、第1項及び第2項の申込みがあった場合は、当該施設が前条の規定に適合することを確認のうえ、赤ちゃんの駅として登録するものとする。

6 子ども家庭部長は、市が設置又は管理する施設について前条の規定に適合する場合は、前5項の規定にかかわらず、赤ちゃんの駅として登録するものとする。

(登録事項の変更及び廃止)

第5条 前条の規定により登録された施設（以下「赤ちゃんの駅登録施設」という。）の管理者は、登録事項を変更する場合及び登録を廃止する場合は、子ども家庭部長に一宮市赤ちゃんの駅登録事項変更・廃止届（様式第2号）を提出するものとする。ただし、市が設置又は管理する施設の登録事項を変更又は登録を廃止する場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、登録事項を変更する場合及び登録を廃止する場合は、電子情報処理組

織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該登録事項を変更する及び登録を廃止する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 3 前項の規定により行われた登録事項の変更及び登録の廃止については、様式第2号により行われたものとみなして、この要綱の規定を適用する。
- 4 第2項の規定により行われた登録事項の変更及び登録の廃止は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに子ども家庭部長に到達したものとみなす。
- 5 子ども家庭部長は、赤ちゃんの駅登録施設が第3条に規定する登録基準に適合しないことが明らかな場合その他赤ちゃんの駅登録施設として適切ではないと認める場合は、登録を取り消すことができる。

（利用者の遵守事項）

第6条 利用者は、自らの責任において赤ちゃんの駅登録施設を利用するものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）赤ちゃんの駅登録施設やその設備を破損又は汚損しないこと。
- （2）授乳、搾乳又はおむつ替え以外の目的に使用しないこと。
- （3）紙おむつやごみなどは持ち帰ること。
- （4）赤ちゃんの駅登録施設の指示に従って利用すること。

2 市は、利用者に対し、前項の事項について周知に努めるものとする。

（管理等）

第7条 赤ちゃんの駅登録施設は、当該施設の管理者が自らの責任において管理するものとする。

- 2 赤ちゃんの駅登録施設の管理者は、市が交付するステッカー又はパネルを利用者の目につきやすい位置に掲示し、適切に管理しなければならない。
- 3 赤ちゃんの駅登録施設の管理者は、利用者が気軽に利用できるよう、案内体制の整備などに努めるものとする。
- 4 赤ちゃんの駅登録施設の管理者は、利用者が前条第1項の遵守事項に違反し、施設の管理運営上支障がある場合は、その利用を制限し、又は拒むことができる。

（広報等）

第8条 市は、赤ちゃんの駅登録施設の位置、利用内容、利用できる時間帯等について、いちのみや子育て支援サイトによる情報提供その他の方法により市民に周知するものとする。

- 2 赤ちゃんの駅登録施設は、当該施設の商品及び広告に赤ちゃんの駅登録施設であることを表示することができる。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。